

新座市LED照明灯設置費補助金交付要綱

(令和5年新座市告示第285号)

(趣旨)

第1条 この告示は、LED照明灯を設置する者に対して新座市LED照明灯設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「登録業者」とは、市内に本店を有する個人又は市内に法人登記をしている法人であって、第5条の規定による登録を受けたものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 市内に住所を有すること。

(2) 自己の居住の用に供する住宅において、LED照明灯以外の照明灯と入れ替えることによりLED照明灯（未使用品であって、市内の店舗等で購入したものに限り。以下同じ。）を設置すること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（第6条及び第7条第1号において「対象経費」という。）は、LED照明灯の設置に要する費用とする。

(登録業者)

第5条 登録業者として登録を受けようとする者は、新座市LED照明灯設置登録業者登録申請書に営業証明書その他の市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、当該登録を受けようとする者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、新座市LED照明灯設置登録業者登録決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の決定を受けた登録業者は、第1項の規定による申請の内容を変更し、又はその登録を廃止しようとするときは、新座市LED照明灯設置登録業者登録事項変更・廃止届により、市長に届け出なければならない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、対象経費として現に要した費用の額に10分の3（当該LED照明灯を登録業者から購入した場合には、2分の1）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円（当該LED照明灯を登録業者から購入した場合には、30,000円）を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、新座市LED照明灯設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

- (1) 領収書の写しその他の対象経費の支払が確認できる書類
- (2) 仕様書、保証書その他の設置したLED照明灯の機能が確認できる書類
- (3) LED照明灯の設置の前後の状況が確認できる写真
- (4) 住民票の写し
- (5) 市税の納税証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市LED照明灯設置費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行する。